

車検時の軽自動車税（種別割）納税証明書

（継続検査用）の提示が省略されます。

令和5年1月より，軽自動車（軽三輪・四輪に限る）に係る軽自動車税（種別割）の車両ごとの納付状況を，軽自動車検査協会が，オンラインのシステム「軽JNKS」により確認できるようになりました。

そのため，これまでは軽自動車の車検（継続検査）の際に，「軽自動車税（種別割）納税証明書（継続審査用）」を提示する必要性がりましたが，紙の納税証明書の提示が原則不要となります。

ただし，下記のような「軽JNKS上に完納の登録がされていない軽三輪・四輪およびすべての二輪小型自動車（排気量250cc超の二輪車）」については，従来どおり紙の納税証明書の提示が必要です。

○「軽JNKS」上に完納の登録がされていない軽三輪・四輪

- ・納付直後（納付から2週間程度）で，軽JNKSに納付状況が反映されていない場合（納付後すぐに車検を受ける場合，納税 通知書（右側）の納税証明書をご利用ください。）

※納付方法によっては，反映するまで2週間程度かかることがあります。

- ・4月2日以降の異動処理により，令和5年度の課税がされていない場合
- ・対象車両に過去の未納がある場合

○すべての二輪小型自動車（排気量250cc超の二輪車）

- ・紙の「軽自動車税（種別割）納税証明書（継続審査用）」が必要です。

お知らせ

○納税証明書の送付を廃止します（口座振替）

- ・これまで口座振替で軽自動車税を納付された方については，納税証明書を送付していましたが，「軽JNKS」の運用開始により納付情報の確認が電子化されるため，省資源化を推進する観点から令和5年度以降の納税証明書の送付を廃止します。納税の確認は，振替口座の通帳記帳によりご確認ください。

問い合わせ

大崎町役場 税務課 町民税係（軽自動車税担当）

TEL 099-476-1111（内線114）